

令和7年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和7年3月7日（金曜日）

午前10時00分 再開

午後1時33分 散会

令和7年定例会3月会議
豊浦町議会議録

令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分 再開

◎議事日程（第3号）

再開宣告
開議宣告
日程第1 一般質問
散会宣告

◎出席議員（8名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		2番	小川晃司君
	3番	阿部和之君		4番	大里葉子君
	5番	渡辺訓雄君		6番	宇川裕哉君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

町	長	杉谷佳昭君						
副町	長	沼舘靖展君						
教	育	長	葛西正敏君					
代	表	監	査	委	員	菅野厚志君		
総	務	課	長	石川壯輔君				
政	策	財	政	課	長	本所淳君		
政	策	財	政	課	長	補	佐	宮崎優亮君
農	林	課	長	井上政信君				

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻野貴史君
書			記	岩崎洋子君

◎再開宣告

○議長（勝木嘉則君） おはようございます。

昨日に続き、定例会 3 月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 8 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。

よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長（勝木嘉則君） これより、本日の会議に入ります。

◎一般質問

○議長（勝木嘉則君） 昨日に続き、一般質問に入ります。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式となっておりますので、あらかじめご了承願います。

また、制限時間につきましては、町長等の答弁時間を除く 60 分以内となっておりますので、併せてご承知おき願います。

初めに、石澤清司議員の発言を許します。

石澤議員は質問席に移動願います。

石澤議員。

○7 番（石澤清司君） 議長の許可を得ましたので、3 件にわたって一般質問をさせていただきますと思います。

できるだけ、私の質問によって熟議ができて、今後のことについてもいろいろと議論できるような形で一般質問をさせていただきますと思っています。

それでは、1 件目の質問に入らせていただきます。

昨年 12 月定例会の一般質問で、礼文華地域の振興は誰が担うのか、取るべき方策はということ質問をさせていただきました。

また、その答弁の中で、人口、世帯数の減少や高齢化によって、今後の自治会機能の維持が困難となることは承知している、また、地域自主組織の構築を図ることは有用な手段だと考えている、地域自主組織については第 6 次総合計画に位置づけており、町民の自主的なまちづくり活動への支援に合致するものであると。それから、この取組を行いたいという地域があれば、支援をしていく考えであり、また、令和 7 年度に研修会を開催し、地域主体のまちづくりを行う機運を醸成したいと考えているという答弁をいただきました。

私の子どもや孫たちの世代が引き続き持続可能な生活ができるようなまちにしていかなければならないのではないかと考えておきまして、中には、これから人口が減っていつか消滅するという未来の限界を説く著者もいるわけでございます。

地域の活力は低下し、自ら行動することも困難になるゆえに地域衰退が加速するかもしれない。地域の活力が低下する中で、手遅れにならないように将来に期待の持てる地域振興を考え、行動しなければならないのが今ではないのかなという考え方の中で、今回の質問で、今、手を打たなければ礼文華地域振興は頓挫するかもしれないというテーマで質問をさせていただきました。

新しい過疎法が 2021 年 3 月 26 日に議員立法で制定されました。この中では、過疎地域には、

都市と異なる独自の価値があるので、景観や自然環境のみならず、多様な地域資源により新しいライフスタイルやビジネスモデルの構築をしなければならないとうたわれております。

人々が住み続けることができる新たな仕組みをつくる必要があるとして新過疎法が新たに重視したのが人材の育成です。

また、国土交通省による関係人口の実態把握ということで、人々が住み続けることができる新たな仕組みをつくる必要があるとしております。

課題地域から価値地域へのシフト、また、格差是正から多様な地域化のためとして、過疎債のソフト事業の内発的発展を求めてもおります。

人口減から、人材増、人口増ではなくて、人材を増やして、低密度居住地域の構築支援を促進していかなければならないと、また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の2020年度改定では、横展開という言葉が数多く使われております。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に財政支援が制度として担保され、新しい地域づくりとして、特定地域づくり事業協同組合というものがございまして、2023年7月末現在で89の組合が全国に設立されております。私は、この特定地域づくり事業協同組合を礼文華地域の今後の発展として取り組んでいくことが、すばらしい礼文華地域の振興になるのではないかとこの考え方を持っていて、今回も質問をさせていただいておりますので、その辺の考え方も含めて、いろいろと町長の考え方も含めてご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 1点目の、今、手を打たなければ礼文華地域振興は頓挫するかもしれないについてお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、地域づくりは行政主導では決して行うことができないものだと認識してございます。

令和6年定例会12月会議における石澤議員からの一般質問をきっかけとし、令和7年度において、職員、町民を対象とした地域自主組織セミナーを開催する予定としております。

礼文華地域に限らず、各地域の町民の皆様や議員の皆様とともに一緒に勉強する機会を設け、地域主体のまちづくりを行う機運を醸成したいと考えております。

また、特定地域づくり事業協同組合制度についてですが、これは、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、マルチワーカー、季節前の労働需要等に応じて複数の事業者の事業の従事に係る労働者派遣事業等を行う制度となっております。

地域自主組織と同様に、人口、世帯数の減少や高齢化が進む地域の課題解決のための有効な手段の一つと認識しておりますが、一方で、労働者派遣事業等のノウハウを持つ事務局人材の確保、労働者及びその住まいの確保並びに安定的な事業収益性の確保などの課題も多くあるのが現状でございます。

地域主体のまちづくりをどうやって行うか、まずは、前述の地域自主組織セミナーを開催し、各地域の町民の皆様や議員の皆様と一緒に勉強してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今回の質問に当たって、私も学習しなければならないなということで、いろいろと書物を読ませていただきました。

どんな書物を読んだかということも含めて、その書物の題名を言えば、私がどういうことを捉えて、今、一般質問しているのかということが分かっていたらいいのではないかとこのこと

で、ご披露させていただきます。

それは、「地域循環型経営」「にぎやかな過疎をつくる」「『我がまち』からの地方創生」、「『分かち合い』の経済学」、「小さくて強い農業をつくる」などの書物ですが、今回の質問に当たって読破してまいりました。

この一般質問を通して、職員の皆様方に学習機会を提供していきたいということで、今回もまた、礼文華地域ということで絞って質問をさせていただいた私の趣旨を受け取っていただいて、ともに振興について学んでいければという考え方です。

今回の答弁に当たって、職員で誰が中心になってまとめたのか、論議を尽くして、私のこの課題について共有したのかということについて、まず、お伺いをさせていただきます。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 内容についてどういった議論をしたのかということですが、まず、課長職が集まって、いただいた質問の内容に対しましてどのようなお答えをするかという話し合いをしているところです。

また、礼文華地域の振興は、12月の質問に引き続きということで、担当としては総務課で答弁書を取りまとめさせてもらっておりますが、特定地域づくり事業協同組合制度の窓口は政策財政課になっておりますので、そこに制度の内容などを聞きながら、どういった制度なのかということでは町長を含めて勉強しつつ、どういった課題があるのかということも含めて共有して答弁書をつくらせていただいたという状況です。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今、総務課長から答弁をいただいた中で、役場の職員として、礼文華地域に絞って12月に質問し、また今回も質問したわけですが、私が質問する意図を、どなたでも結構ですけれども、その会議の中で課長がどういうふうに捉えて、行政も礼文華地域を何とか考えて振興していかなければならない、それにはどうしたらいいのかということまで議論になったのか。ただ私からこういう質問が出たということだけなのか、それはそれでも構わないのですけれども、私が真剣に今回の質問をするに当たって、なぜ礼文華地域を取り上げたかという意図をきちんと捉まえていただきたいのです。

そして、去年も質問させていただいたのですけれども、答弁では、地域の自主性で、地域が考えて提案してきたら、行政は支援しますということでした。

今の状況からして、地域からまとめて、そして、行政に対して、礼文華地域をこう振興していきたいから支援をしていただきたいというように、地域の土壌も含めて、人材も含めて、そういうことが可能であるのかどうか、そういうことができる地域だと理解しているのか、していないのか、これは行政が主導的に対応していかなければならないという捉え方であるのか、そこはこれからの取組方で大きく変わってくるものですから、どういうふうに考えて対応されていきますかということが一番大事ではないかと私は捉えているのです。

そのことについて、どのように捉え、考えているのか、いま一度、ご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 幾つかご質問をいただいたと思います。

まず、なぜ石澤議員が礼文華地域の振興にスポットを当てているのかということですが、私どももいろいろ議論をしていく中で、議員がおっしゃっているのは、いろいろな地域がありますけれども、礼文華は、ホタテの発祥の地域であったり、アイヌの施設があったり、また、元協力隊の方がいらっしやったり、元気のいい企業があったり、活用できそうな資源がたくさん

んある地域であり、地域としてのポテンシャルが高いというところで注目されているのではないかと我々は考えておりました。

それから、地域が考えて提案してきたものに行政が支援するという形が可能なのかどうかというところと併せて、行政が主導するのかどうかというところですが、来年度計画しております地域づくりのセミナーは、幌延町等で既に進んでいる取組でして、少し調べてみたところ、1回目のセミナーで、職員も町民も漠然と、このままでは地域の今後が心配だよねという危機意識を持っているところは共通だったということですが、このセミナーで先生から分かりやすく可視化してデータを示されて、どこに原因があってどこが問題なのかというところをみんなで共有することで、では、どのように解決するために取り組んだらいいのかという機運が生まれて、力強く動き出していると聞いております。

そういったことを含めて、来年度のセミナーと一緒に勉強をして、まず、行政が主導するというところではなくて、その前の段階でどう動いたらいいのかというところをみんなで勉強していきたいという考えでございます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今、石川課長が答弁したとおりです。なぜ私が礼文華を取り上げたかというのは、今、課長が答弁したとおりで、アイヌ推進交付金で礼文華に5年間にわたって多大な投資をしたわけです。イコリの製作に大体1億円くらいですね。5年間にわたって、バスも含めて七、八千万円、礼文華の集会所のLEDから始まって、クーラーをつけるとか、ホタテの稚貝のことから、5年間、随分とやってきましたね。

そして、5年がかかって、令和5年度で終了したのです。6年間、そのことについて、そこに関わる人はまだ宿題が残っているのです。その後、関わった人から、行政に、今後もこういう支援をしていただけないかという声は、私が聞く範囲内では出ていないと思うのです。

礼文華の地域振興をするために企業でクラウドファンディングまでやって、花火を上げたり、雇用をつくるためには子どもの保育も考えていかなければならないということで、自分の会社のお金を使ってやっている方もおりますし、そこを卒業してイチゴをつくっている方もおりますし、ホタテを加工して缶詰をつくっている人もいます。それから、キャンプ場もあるのではないですか。また、史跡もたくさんありますし、人が集まる資源がたくさんあるのです。

しかし、申し訳ないけれども、観光という一くりにすれば、豊浦町の法人である噴火湾とよら観光協会がしてくれるのではないかという受け身なのです。行政がしてくれるだろうという受け身であるというふうに私は捉えているのです。

こんなにもったいないことはないです。行政として地域振興のために多大な資金を投資しているのではないですか。そして、投資した目的は何かといたら、礼文華の地域振興を考えているから行政も投資したのではないかと私は捉えているのですよ。

そうであれば、引き続き投資をしていかなければならないという考え方に立つのが自然ではないかと私は思うし、行政としても、このまま推移していけば、手を挙げて何とかしてくれと言う可能性のある人もいるかもしれないですけれども、そこは行政として、どういう支援ができるのだというメニューをつくって、どうすればいいのだということを考えていかなければいけないと思います。そして、それを考えるのにも金がかかるのです。関係のスケジュール、計画を立てるのに、最低3年はかかるのです。もしかしたら5年かかるかもしれないのです。

その間、人口が増えていけばいいですけれども、人口は減っていくのですよ。そうしたら、活性化の機運が下がって、一生懸命やっている民間企業もなかなか難しいなという考え方になってしまう。そうならないことを願っているのですが、その後には手をつけるのではもう遅くな

ってしまうのです。

今回、私が勉強して何に目をつけたかというところ、地方創生の過疎債を使えばできるということが分かったのです。過疎債のソフト事業で、ストック的ソフト事業、仕組みの革新という中で、集落支援というものがその経費を使ってできることが分かったのです。

しかし、集落支援の経費については、豊浦町の過疎計画に位置づけなければ出ないということなのです。今日、これが終わったら、豊浦の後期の創生の中で今言ったことを主張しますが、過疎債のソフト事業で財源があるのですから、それに目をつけるというのが行政の仕事ではないかと考えるのです。

私は、お金がかかるのなら、どこからお金を引っ張ってきてどうするのかと考えて、学習したら、そういうものが出てきたのです。

それから、第2期の地方創生ですが、4月からスタートした新体制の考え方は、人口から人材へと変わったのです。そういうことも考えていきますと、全国で頑張っている地域は87か所もあるのです。一つは島根県雲南市の波田地区ですが、人口300人弱、高齢化率5割ですよ。ここでは、コミュニティセンターの管理運営ということで、その地域で組合をつくって一生懸命対応しているのですよ。また、島根県の海士町も農業の協同組合をつくってやっているのです。

もう一つは、山口県の小国町のおぐにマルチワーク事業協同組合です。ここも300ぐらいの世帯なのですよ。

また、長崎県の壱岐市の壱岐市農業支援事業協同組合です。これは、そこに住んでいる農業・漁業者、一般の企業も含めて対応できる、このソフトを活用できるということも分かったのです。

消滅可能性のあるということで、増田寛也さんが言ったことです。

ですから、貸すほうも変わっていているのです。そして、人口密度が低くなっているところには人材を派遣して何とか活性化していったらいいのではないかとという考え方を含めて、豊浦町の過疎計画の中に入れて財源も支援しますとなっているのに、こういうものがあるかないかも含めて、どこが担当するのか分からないけれども、担当だけでいいというのではなくて、私がさっき言ったように、役場全チームで礼文華地域の振興に着手させてください、何とかそれをモデルにしたいのだという考え方で、これは行政がやるしかないのです。

アイヌ推進交付金を使ったのは、地域のアイヌ協会がこういうふうにしてくれと言ったからではないのです。行政が提案して、アイヌ協会、自治会、地域に住んでいる人に協力してくれとお願いして、5年間かかってやった事業なのです。アイヌ協会がやってくれということもあったかもしれないけれども、行政側から提案した事業なのですよ。

そう考えると、今回、私が質問した事業については、行政が主体になってやれることがあるのではないかと捉えているのです。このチャンスを逃したら、次にチャンスが巡ってくるかどうかは分かりませんよ。しかし、私が12月と今回に一般質問をして、結果、やらなくて、手をつけなかったことになって、行政の責任というのは重くなるのではないかと考えているのです。

ですから、行政が地域振興のために汗を流して一生懸命やると。なぜ事業協同組合がいいかというところ、そこで自立できるようにすればいいのですよ。そして、礼文華地域でいろいろなことについては、収入も支出もあなた方でやりなさい、あとは行政で考えてやります、例えば、礼文華地域の病院とか買物の送迎は礼文華でつくった自治会でやればいいのです。また、観光のことを考えてやるのであれば、それを自分たちの収入にすればいいのです。そこで利益が出たら、そこに住んでいる地域に還元すればいいのです。そういう仕組みを自主的につくって、

行政に頼むことは頼むけれども、礼文華地域のことについては、住んでいる者が自主的に判断して組織の中で対応するのだという仕組みをつくっていくことも、これから豊浦町として一つのモデルとしてやっていくにふさわしい事業ではないかと考えているのです。

その辺を含めて、いま一度、担当課から答弁をいただきたいです。3点目に行政改革について質問をするけれども、総務課長が中心なら中心になってもいい、また、政策財政課長の本所君が中心になってもいいし、やっぱり、何とかしようということで、そういうことを行政の中で立ち上げてもらいたいのです。

私が言ったように、そうなるまでに3年かかるのです。それに、12月にも言ったように、行政に担当の職員をつくって派遣したらどうですかという質問もしたつもりでいます。人を採用して、過疎債の中でやればいいのかと考えています。

ですから、やっぱり、いろいろな組織が、調べればいろいろと出てきていることだけは確かなので、その辺のところも考えて進めていったらどうなのかなということで、また、質問で、今回、私が期待している答弁がいただけないのならば、6月にまた質問をさせていただくという考え方でいますので、私が議員である間、しなかったらするまで質問をしていきたいということも申し伝えて、ご答弁いただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 今のご質問の関係ですけれども、議員の熱い思いは受け止めさせていただきます。

私としては、先ほども答弁したとおり、令和7年度において、町民、職員を対象としたセミナーを開催して、皆様と一緒に勉強しながら、地域主体のまちづくりを行う機運を醸成したいと考えています。

議員からもお話しされた部分についても、私も全て承知しているような状況でもありませんので、職員とその辺についても勉強しながら、議員の意見もお聞きしながら、よりよいまちづくりというか、礼文華地区だけの話ではないと思っています。そういう形で勉強しながら進めたいという思いもありますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思っています。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 藻谷浩介という著者の「里山資本主義」という本の中に、非常に感銘を受けた一節があるので、読ませていただきます。

山口県南東部の瀬戸内海に浮かぶ周防大島で、先進的な成功事例として、松嶋匡史さんが過疎の島で挑戦したのは、カフェを併設したジャム屋さん、瀬戸内ジャムズ。四季折々の手づくりジャムは、イチゴ、サクランボ、ブルーベリー、イチジク、ミカン、リンゴ、レパートリーは100種類。

松嶋さんは、電力会社を辞めて、自分が住んでいたこの地域にIターンということで戻ってきて、突然、ジャム屋を始めました。一からの独学で、原料は身近にあるもので、そして、逆転の発想で、徹底的に手づくりにこだわった。機械に頼らず、人手をかけて、地元の雇用につながっている、少量多品種の画一化されていない個性豊かな味です。

売れる秘密は、原料を高く買い、人手をかける。リーフレットに書かれているのは、過疎・高齢化が進む島で小さなジャム屋が思うことということで、田舎でしかできない事業を行うことが、地域を復興させ、お年寄りを元気づけ、若者を呼び戻す切り札になるという一節が本に書かれているのです。

私は、これを読んで感動したのですよ。田舎だからできないというのではなくて、考え方によってはできるのだということ、地域で考えている人もしれないのだけれども、そこはパイ

ブ役として、行政がそういう情報を聞き入れるなり、情報を提案するなり、やはり、行政の大きなものがあるのではないかと私は捉えているのです。

そういうことも含めて、今、礼文華地域で一生懸命やっている人がいるのだから、まず、そういう人たちを集めて懇談会を開いて、そして、地域振興をどう考えているのだということぐらいは、私はできるのではないかなと、そこから手をつけることがよろしいのではないかなという、私の個人的な考え方ですよ。そんなことも含めて、これを実現するのだという、ぜひ、町長に熱い気持ちでやっていただけないかというのが私の本意です。

いま一度、今日出ている職員も、私の話を聞いて、後でいろいろとご意見をいただければと思います。そんなことも含めて、今年1年かけて何とかめどが立つようなことをでき得るのではないかなと思うので、最後に一つ、そんなことも含めて、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 執行方針に若者との意見交換という形で書かせていただきましたけれども、若者以外の方々についても、ケース・バイ・ケースだと思うのですが、意見交換をしたいなと思ってございますので、そういう部分では、新年度については、いろいろなところで交流会的なものをしていきたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 私は、実務の責任者の副町長の考えもお聞きしたいと思っておりますので、お願いします。

沼館副町長。

○副町長（沼館靖展君） 令和7年度に地域自主組織セミナーを開催する予定ですが、この中で、私たちも地域振興の部分、人材育成の部分をなかなか勉強し切れていない部分もあると思うので、専門家の先生に教わりながら、いろいろな話を聞かせていただいて勉強をした中で、参加していただける町民の皆様もご興味を持っていただいて、一緒になってやってみようと思っただけの町民の皆様がいらっしゃれば、我々も一緒になって、いろいろな意見交換をしながら、地域振興に取り組んでいきたいと思っております。

また、過疎ソフトのお話をされておりました。過疎ソフトは、当然、地域の人材育成等にも使えるということで、非常に幅広く使い勝手のいいものにはなっているのですが、一応、こちらも限度額というものがございまして、そのまちに限度額が幾らというところがございまして、実際、今、現状でも、いろいろな事業に活用させていただいております。そういった制限もあるというところもご承知おきいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 私が勉強をした中で本を読んで受け止めたのは、時代の転換をしなければならないということです。それから、時代の潮目なのだということ、先ほど言ったように、よそ者、ばか者、若者と言いますが、若者がいないのだから、よそ者、ばか者、シニアだと言っているのです。若者がいないのだから、シニアが頑張らないとできないのです。やっぱり、50代、60代の人たちが礼文華振興にしてもやっていかなければならないと思います。

また、地方創生の中で面白いのは、二つの異なる地域に住民票を置ける二重住民票の導入を検討しているというのを新聞報道等で見ました。今、石破総理大臣は、地方創生2.0の中でそういうこともやっているし、一般財団法人地方活性化センターの代表者が言うには、行政力、地域力、人間力、経営力だということです。経営力の人がないからなかなかうまくいかないのだという話もしております。もし私も参加させていただけるのなら、そんなところを含めて礼文華振興に寄与していきたいという考え方を持って、町長の考え方もお聞かせいただきましたの

で、第1点の質問は終わらせていただきます。

続きまして、バイオガス事業の発想転換が必要と考えているという考え方から質問させていただきますけれども、継続が望ましいという立場で質問をさせていただきます。

今日まで望ましい結果が得られない、実りが無いという話をずっと聞いていて、建設的な意見というよりも、不毛な論議が続いてきたのではないかと、私は一議員として責任を感じているところでもございます。

やはり、発想の転換で、バイオガスプラント事業の利活用をどう進めていくかということにハンドルを切るべきではないかという考え方でいます。

また、この事業を安定したものとして乗り切るためにどうすればいいのかという考え方で進めることも大事ではないかと思えます。

私も含めて、ネガティブな考え方であるように思っておるものですから、発想の転換をして、これからポジティブな考え方で考えていって、リスク回避論も必要ですけれども、どうしたらこの事業が町民にも理解されて、これを活用している人たちに喜んでいただけるような事業展開に、町長が替わったので、チェンジをしていただきたい、ハンドルを切っていただきたいという考え方で質問をさせていただいております。

どうして発想の転換をしなければならないのか、そういう考え方の土壌がないため、そういう考え方はあってもこの話ができないのだと思うのです。所管も含めて、思いつきでもいいだろうし、問題の捉え方、物の考え方を180度ではなくて360度変えて、何があってもいろいろなことに応用できるような考え方を持ってやっていくことが必要だと思います。

一つの考え方とすれば、このバイオガスプラントに認識があって、考え方も持っているからやっていきたいという職員がもしいるとすれば、そういう人たちを集めて、少人数でもいいから、プロジェクトを立ち上げて、その中でいろいろと議論をし合うということも必要ではないかと思えます。

また、議員も悪いという反省も含めて、失敗すると責めるようなところがあるものですから、町長一人の責任ではなくて、チーム全体、役場職員全員で改善していくのだという考え方に立って進めていくことが必要ではないかと思えますし、外部のサポーターの力を借りる、意見を借りるということもしていると思うのですが、その辺のところも考えていかなければならないし、分からないことがあれば、立ち止まって、納得するまで役場の内部で検討して、話をしてやっていく、そのように柔軟に取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

ですから、いま一度、原点に戻って、この仕事はそもそも何のためにやっているのかというところに返って、いろいろな考え方も含めて、どういうふうにやったらいいのか、この機会に前向きな考え方の提案をしていく必要があると思えます。

バイオガスプラント事業については、公金である税金を使っているわけで、利用者には恩恵があったはずですが、しかし、町民にその負担を負わせているということも決して忘れてはならないと思うのです。そこが欠如しているのではないかと私は思います。

そんなことも含めて、議題解決の展望を探るという意味で、私が考えていることを5点ほど提案しますので、ご答弁をいただければと思います。

一つは、乾燥に困っているものですから、プラントの熱を利用して、漁業系残渣処理物の乾燥機に使えないのだろうかということですが。

それから、バイオガス発電の推進として、これは北電に売っているのですけれども、豊浦町として電力会社を設立することはできないのか。

それから、液肥を販売しているのですけれども、この液肥を土と混ぜて、土を売るという発

想で有機肥料として販売することはどうなのか。

それから、投入している原料を、牛と豚のふん尿だけでなく、いろいろと投入することによって、何か状況が変わらないのかなど、例えば、おがくずだとか、もみ殻だとか、生ごみも含めて、原料に入れることがどうなのか。

また、バイオガスプラントについては、職員が一生懸命やっているのですけれども、そこには、経営力のあるマネージャーも含めて、専門家も含めて、そういう人材を登用していく必要があるのではないかと私は考えているのですけれども、それらのことも含めてご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 2点目のバイオガスプラント事業の発想転換についてお答えいたします。多岐にわたる具体的なご提案をいただき、誠にありがとうございます。いただいたご提案につきましては、一つ一つを参考とさせていただきたいと思っております。

また、今後の方針につきましては、令和7年2月17日開催の全員協議会でもお話ししたとおり、令和7年度のできるだけ早い時期に判断したいと考えております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 一番大事なところを聞きづらいのですが、この事業の原点について考えていきたいと思っております。この頃、畜産農家を助けないと駄目なような話を私は聞いているのですが、当初、慈善事業でこの事業をやったわけではないと思うのです。投資的事業として考えて取り組んだのではないかと私は捉えているのですけれども、決して慈善事業ではなくて投資的事業だということなのか、慈善事業として困っているから助けないと駄目だという考え方が強く出ていかなければならないのかも含めて、1点お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 事業当初から関わった職員がここに誰もいませんので、私の思っている感覚としては、前町長が言っておりましたとおり、農家との懇談の中からこの事業がつくられてきたものと思っております。

地域に町長が出向いて、若手酪農家などの意見を聞いて、その中で家畜ふん尿処理に困っているというような切実な思いを旧町長は酌み取ったものと思っております。

その中で、話すとは長くなりますけれども、例えば、養豚で規模拡大を狙う農家がいる、そのふん尿をこのバイオガスプラントに同時並行で検討した中で、こちらにくださいという話もしたように聞いておりますし、単純にそう言い切れるものではないと思っております。

現在、このプラントにふん尿を入れている農家もいらっしやいまして、急ブレーキを踏むと、その方たちが困ってしまうという状況が継続しており、簡単に発言できるような内容ではないのかなというのが担当としての認識でございます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 担当として答えられないことは十分に分かって私は聞いているのですよ。私が言うのは、そういうことで住民が評価してくれる人が半数いるのかということですよ。事業をやっている人に聞くのも悪くないですよ。だから、町民に聞けばいいのではないですか。

今、農家がこうやって困っているのだ。それで、何とか支援してやりたいということで、お金を使って、税金を使ってやっているのだ、それを町民の方々は理解してもらえるかと町民に聞くのが先ではないですか。利用されていて、自分たちは商売をやっているではないですか。なぜその人に聞かないと駄目なのですか。

例えば、私も昔、商売をやっていたけれども、商売が困ったからといって行政にお願いします、支援してくださいと言ったって、それは自分の経営だから自分で努力してやってくださいと答えは出てくるのです。それと同じではないですか。

なぜ町が税金を出して、その事業に、事業者が赤字でどうにもならないというのなら話は別ですが、税金を払って、利益を出している企業はあるのではないですか。それまで税金を払わなければならないのですか、支援しなければならないのですかというのが、僕の基本的な考え方なのです。

そして、住民が、それでもやってやりなさいということであれば、私は理解しますよ。

私の考え方では、半分以上の方が、住民がしてやれという言葉ではないと、利用料はもっと高くして、上げてまでもやりなさいという声のほうが多いのではないかと思うのですよ。そして、少しでも赤字を減らせというのが、町民として、半数以上の方はそういう考え方でいるのではないかなと思うのです。

ですから、今は収入のことを考えると、原料の収入しかないのですよ、液肥は、満杯になるからということ使ってくれと言って、値段を安くしてやっているわけですよ。収入がないのだから、当然、当たり前なのですよ。

ですから、収入をどうやって上げるのだということをやっていかなければならないし、畜産農家の商売でいえば、顧客が少ないのですよ。これから、顧客が増えるのではなくて、減っていくのです。そうしたら、顧客を増やさないと駄目ではないですか。顧客を増やす。

売るのも、さっき私が言ったように、土で売るとか、いろいろな収入を上げる考え方に変えていかなければならない。それには、経営だから、経営マネジャー的なものにたけている人を入れて対応していくということもしていかなければならないし、今、農業政策の中でも、緑の食料システムということで、耕地面積に対する有機農業の取組の面積も言われているだろうし、農業と農村政策のグリーン化も言われているだろうし、環境保全型農業にしていきなさい、それから、農業化学肥料の使用量の低減をしていきなさいという政策になっているのです。ですから、豊浦町が今やっているのは、再生エネルギーなのです。今の時代に合ったものを行っているのに、私は引き続き、みんなで知恵を出して、何とかこれを活用して進めていくのだという考え方にぜひチェンジして、ハンドルを切っていただきたい。

その財源は、令和7年度の農業振興で1億1,000万円か2,000万円ですよ。畜産で580万円ですよ。3年間、悪いけれども、その補助金は半分減らすから、バイオガス事業に回してくれと言うことだって可能ではないですか。それは、期限を切れればいいではないですか。

その金を使って、バイオガスのために、3年間、どうしたら収入が増えるかということも含めていろいろな実証をしなければならないのです。その金を使えばいいのではないですか。

今、農業振興のその金を切ったからといって、農家がすぐ困って、経営が、明日、農家を止めなければならないということであれば別ですが、そういうことではないと予算書を見て感じているものだから、そっちのお金も利用できるのではないかという捉え方でいるのです。

そんなことも含めて、私も質問があるもので、これ以上、突っ込んでやりたいのですけれども、杉谷町長には、チェンジとハンドルを切っていただくような考え方で進んでいただけないかと思います。

そして、事業に23億2,200万円の投資がされていて、前町長も5年たったならこれを黒字化にするという考え方で進めたのです。投資事業です。慈善事業ではないです。そこを間違えないでいただきたいのです。

農家は、自分で自浄努力して経営をすればいいのです。協力してくれないのだったら考え方

を変えればいいのではないですか。そういうことをしないから、ずるずると農業者の言うことを聞かなければならないという状況になりつつあるという心配をします。

そんなことも含めて、所管も含めて、町長、副町長を含めて考えていただけるのか、考えていただけないのか、そのことだけ答弁をいただきたいです。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 先ほど、議員の熱い思いというか、ご意見とご提案も受けましたので、令和7年度中の早い時期に判断させていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 青森県のつがる市の木村牧場で、飼育するつがる豚の排せつ物にもみ殻などを加えて有機肥料として製造して販売しています。やっているところはあるのです。

ですから、議員も悪いかもしれないです。予算に関わることだから、賛成しなかったらできないことでもあるけれども、そのようにやっているところもあるのだから、先進地を視察して、豊浦町としてどういう経営をすればやれるのか、勉強するものは議会でも通してくれると思うものだから、研修も含めて、熊本でもあるものだから、研修に行って、どうすればいいのかということも含めて考えていただきたいです。

井上課長ももう3年になるから異動するかもしれないけれども、それはそれとして考えて、研修も深めていかないと新しい考え方にならないと思ひているものですから、そのことも含めて、いま一度、答弁をいただければと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 今のご意見も参考にしながら考えていきたいと思ひております。お願ひいたします。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 2点目の質問を終わらせていただきます。

3点目の質問です。

3点目は、機構改革についてです。

前町長からですけれども、豊浦町の庁舎内の職員を副町長にできるような状況ではなくて、2年、2年で道の職員の派遣をいただいていますので、今後、町長も替わったから、来年度は沼館副町長も任期が来るものですから、次年度になれば新たに副町長が出てくるかもしれないのですけれども、今の政策の状況を見ても、人口が減っていくだろうということを考えていくと、副町長制にしないで、部長制にして、部長を2名にして、その中で町民の負託に応えるということも考えていく必要があるのではないかと思ひます。

また、最初の議会で機構改革がなされたのですけれども、この機会に機構改革ということで対応を考えたらどうかと思ひております。

一つは、国民健康保険病院と総合保健福祉施設を統合して一つにすべきという考え方です。そして、豊浦国保病院の中に老健施設を組み入れて、病院と介護をそこでやるのだということで統一したほうがいいです。

課が違つと、病院は病院、総合保健福祉は総合保健福祉という考え方で連携しているはずだけれども、私が受け止めている範囲内で、そこがなかなかうまくいっていないのではないかと思ひます。

一つの課にすれば、病院の事務長を置いて、総合保健福祉には課長補佐を置いて対応できるのではないかと思ひし、当然、看護師もいろいろと動かすことも可能になっていきやすいと考

えています。

それから、名称変更についても、今の社会の考え方の中で、びんとくるようなことをやっていかなければならないということになれば、町民係があるのですけれども、町民の半分以下の人は、町民係はどんなところなのか、ただ窓口において、住民票とか、いろいろなものを出しているとか、申告のときに来てやるということぐらいしかないということを考えると、名称も変えていかなければならないと思います。そんな中で、人事課も含めて、総務人事課という形を取ることはどうなのかと思いますし、これからGXの関係もあって、情報の関係も、昨日、一昨日でしょうか、洞爺湖町もデジタル化に向けて、町長も積極的に言っております。やっぱり、これからの時代を考えてやっていかなければならないとなると、そういう課も必要ではないかと思えます。これから子ども課をつくっていかなければなくなっていくだろうし、そういうことになって、一つの捉え方として、保健福祉を一つにするとか、それぞれの地域振興という考え方でこれからやっていく必要性もあると考えております。

名称的なことも含めて、いま一度、令和7年度中に役場の中で検討していただけないかということをお今回提案させていただきました。

ご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 町長の答弁の前に少し休憩を取りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 3点目の機構改革についてお答えいたします。

機構改革については、本定例会3月会議に条例改正案を上程し、現行の政策財政課を企画財政課へ再編し、土地、建物等の取得・管理・処分業務及び空き家対策業務を一括で行うことにより、効果的・効率的な事務の遂行を図るなど、令和7年度の組織機構改正に取り組むこととしております。

今後におきましても、議員のご意見も参考とさせていただきながら、限られた人員を有効に活用し、効果的・効率的な執行体制の構築を図るため、機構改革に取り組んでまいります。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今、役場の職員も国、道の事務が多くなってきて、前なら封筒で書いて封筒で送ればよかったのだけれども、今は、電子メール化で、来たものをすぐに報告し、事業にしても、一方的にこういう事業を使えるということを送ってくるけれども、担当の者が目を通すことすら難しいという状況は理解しているつもりです。

そんなことで、本来は町民に足を向いて、足を運んで、町民の声を聞かなければならないのですけれども、今の職員の配置状況を見ると、そういうことにはなっていないということで、原点に戻って、役場の職員が地域住民と対話ができるような状況が今の体制ではできないので、そういうことができるようにするためにはどうしたらいいかということ、課をコンパクトにして、それぞれ職員で、杉谷町長が言っているようにチームとしてやるということをしていかないと、個別にそれぞれの係を使って、その仕事をはめてしまうものだから、そこから応用ができないという状況になっているけれども、それは10年前の話であって、今はもうそういうことではな

いのです。

どこかで対応できるような窓口を国とか道から来る資料については、総務課の誰々がまとめて受けて、所管のところである程度添削をして、いなければ、総務課でこれはどうなのかという聞き取り調査をして総務で出すという配慮も考えていく必要性が出てきていると考えております。

ですから、今の組織を含めて、これから役場に来なくても電子メールで対応できる時代になっているのだから、そんなことも考えていくと、地域に出向いて、足を運んで、町民と接する時間をつくるようにするためにはどうしたらいいのかということも考えていかなければならないと思うのです。

そういうことも含めて、杉谷町長の中で、今年1年をかけて、機構改革プロジェクトチームでもいいから、協議をするなり、そんなことをしていく必要があるのではないかと考えております。

今回学習した中で、これは自分にも言い聞かせなければならないなというすばらしい言葉がありました。幕末の山口県の萩で松下村塾を立ち上げた吉田松陰の言葉を言いますので、私も含めて、行政もこういう考え方で進めていってはどうかと思っております。

「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に夢なき者に成功なし。」。

国のため、世のため、人のために何ができるかということを考えてやらなければならないという吉田松陰の言葉です。

私も頭に入っていないので、書かなければ読めないですけども、そういう必要があるのではないかと考えます。令和7年度は、いろいろな職員の意見を聞きながら、何とか改革をして、町民のためにできるような仕組みをつくっていくをお願いをしたいと思います。今年1年かけて立ち上げて検討するものをつくっていただけないかということも含めて、いま一度、答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 議員の思いは思いとして受け止めさせていただきます。ただ、私は私としての考え方もありますので、議員の意見も取り入れながら、豊浦町にとってよりよい機構改革をしていきたいと考えております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 杉谷町長に期待しておりますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員の一般質問を終わります。

次に、宇川裕哉議員の発言を許します。

宇川議員は、質問席に移動願います。

宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 議長の発言の許可をいただきましたので、二つほど質問をさせていただきます。

私から質問するのは、若者がまちづくりを考え、参加できるコミュニティーの場をつくってほしいということです。若者の力がまちを盛り上げることは、いつの時代も変わらないものだと思います。若者が元気なまちは、それだけで活気にあふれ、地域全体の活性化にもつながると思います。

かつて、町民が一体となって楽しんだべんべよいとこまつりや青年会活動、町民運動会など、豊浦町には多くの活気ある取組があったと聞いております。

杉谷町長が水産商工課の課長時代に町の文化をつくりたいとの思いで集められた若者たちは、今、夏の花火イベントを立ち上げ、今や町の重要な活気の一つとなっております。

現在、改めて若者がまちづくりに主体的に参加できるコミュニティーの場をつくる必要があります。必要ではないかと考えております。

例えば、近隣の伊達市では、ちょこまち、伊達市協働まちづくり推進事業という取組を行っており、市民が主体的に地域の課題や活動を考え、まちづくりに参加できる仕組みを整えているそうです。

そこで、二つ質問があります。

一つ目は、若者がまちづくりに主体的に関われる場を創出するために、町としてどのような方針や施策を考えているのか、二つ目は、ほかの自治体の事例も参考にしながら、豊浦町独自の取組を検討する考えはあるのか、町の方針を伺いたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 1点目の若者がまちづくりを考え、参加できるコミュニティーの場をつくってほしいについてお答えいたします。

1点目の若者がまちづくりに主体的に関わる場を創出するために、町としてどのような方針や施策を考えているのかについてですが、第6次豊浦町総合計画後期基本計画、基本目標4、政策1、町民とともに歩むまちづくりの推進において、まちづくりへの参画機会の拡充を施策として位置づけており、令和7年度の豊浦町執行方針の結びにもお示ししたとおり、各団体の若者たちとまちづくりについて意見交換を行いたいと考えております。

2点目の他自治体の事例も参考にしながら、本町独自の取組を検討する考えはあるのかについてですが、他の自治体の事例も参考に、各団体の若者たちをはじめとする町民の皆様がまちづくりに対して関心を持ち、主体的にまちづくりに取り組んでいく機会を行政として創出することで、その取組を後押ししたいと考えております。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） やはり、まちの活気をつくるには、まちも同じような考えだったと思います、うれしく思います。

この答弁の中にあります第6次豊浦町総合計画後期基本計画の中に、基本目標、健全な行政経営の実現に向けて、政策、町民とともに歩むまちづくりの推進とあります。

2023年度から2027年度の計画ですが、もう行動した、実施した事業があれば教えていただきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 宮崎政策財政課長補佐。

○政策財政課長補佐（宮崎優亮君） 今の議員のご質問についてですが、総合計画後期基本計画につきましては、令和5年度が計画の開始期間となっておりますけれども、令和5年度、令和6年度について、まちづくりへの参画機会の拡充の取組の部分につきましては、手法は内部で検討は進めておりますけれども、何か取組を行っているかということ、実際のところは行えていないというのが現状でございます。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） やはり、いざやろうとすると、人と人のつながりなので、なかなか難しいと思います。実際に物をつくったり、事業をする中で、人と人をつなげるということは、一番時間がかかり、難しいのではないかと思います。

町長の執行方針で、各団体の若者たちとまちづくりについて意見交換とあります。この中に、主な事業、取組として、町内の青年団体や役場若手職員等が参加するまちづくりの担い手育成の取組とあります。

この町長が意見交換をする若者というのは役場職員も含まれていらっしゃいますか、伺います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 当然、役場職員の若手の方の意見も聞きたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 私たちはまちで活動しておりまして、役場の職員の方や、やまびこの若手の方たちと仲よくなるというのは、非常に難しいことです。こういう取組があって、一緒に交流をし、活動をすることによって、そういうコミュニティーが生まれるのだと思います。

ぜひ町長にはこういう取組を行ってほしいと思います。

そして、この中に、まちづくりの参画機会の拡充、まちづくりの担い手育成の取組とありまして、成果目標が令和9年度の目標値が1と書いております。この年の回数の中の目標値が令和9年度は1と書いておりますが、町長が目指す意見交換会は2027年の1回で終わる事業なのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 宮崎政策財政課長補佐。

○政策財政課長補佐（宮崎優亮君） 今回、総合計画の成果目標に設定させていただいている目標の考え方になりますけれども、令和9年度までに何かに取り組んでいくという考え方でありまして、年に1回ということですが、一つの取組の中に、集まる機会が3回だったり、5回だったりということは十分にあり得ると思います。ですから、ここの捉え方は、一つのプロジェクト的なものを、年に1回、きちんと行っていくというところを目標設定しているところで

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 答弁をありがとうございます。

年に2回、3回と繰り返さなければコミュニティーは生まれないと思います。町の若い人たちは、皆、話をしたがっております。どんなまちがいいのか、いろいろな話をしている中で、やはりコミュニティーがないと聞くことができないと思います。

若手がだんだん増えていき、移住者も、若手農家たちも、皆さんで話ができるコミュニティーに広がればすばらしいと思います。

以前、杉谷町長が水産商工課の課長時代にまちの文化をつくりたいというテーマを掲げ、まちの若手数人に声をかけ、集められたときのメンバーに私もいました。たしか1年か2年ぐらいの取組だったと思いますが、その後すぐにコロナ禍になり、活動もできなくなり、そのときのメンバーと豊浦町商工会、商工会青年部が中心となって、誰も来ない花火大会を開催しました。それから、イベントになり、毎年行っております。たった1日のイベントですが、間違いなく私たちの活気となり、そして、まちの活気となっております。

これから行う若者との意見交換会の町長なりのテーマは、恐らく結びになっていると思いますが、改めて、町長の口からテーマ、そして、逆に町長が若者に聞きたいことや思いがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） まちづくりについて、若い人なりに豊浦町をどういうふうにしていきたいという思いがいろいろあると思いますので、そういう意見も聞きたいと思っております。

執行方針の結びに書かせていただきましたように、複合的な新道の駅についても考えていきたいと思っております。例えば、道の駅に特化した部分でいくにはどういう道の駅にしてほしいとか、私なりにこうしたいという思いもありますが、それはあくまでも私個人の思いなので、皆さんと議論しながら、いつ建てるとは言えませんが、近いうちにそういう方向に持っていきたい、若い人と何年か後の道の駅の姿について熱い議論、意見交換をしたいという思いは持っているところでございます。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 町長の熱い思いを受け取りました。

ただ、この事業を長く続けてほしいと思います。1年、2年で終わるわけではなく、4年、5年、6年、10年かけて、若い人たちと一緒にコミュニティーをつくっていただきたいと思っております。

この質問の二つ目ですが、近隣のほかの自治体の事例をご紹介したいと思っております。

伊達市で行っているちょこまちという取組をご紹介いたします。

まちを舞台に自分のやりたいを一步進めるちょこつとまちづくり、略してちょこまちと言うそうです。

私は、今年の1月に、ちょこまち報告会というイベントにお邪魔し、拝見する機会がありました。活動しているメンバーが数組に分かれ、特産品のPRや空き家問題を考えるなど、まちが抱える問題点を自由な発想で、そして、ユニークに発表しておりました。

そのメンバーには、ほかのまちの方や学生もいて、より多く、多方面から意見を集めているということです。

もともとは、平成31年に「伊達市の魅力とまちづくり」をテーマに、今後のまちづくりについて意見、提言する場としてみらい会議を行い、それが現在のちょこまちにつながっているそうです。

この話を伺いまして、私は素直に感心いたしました。言うのは簡単ですが、継続し、つなげていくのは大変だったと思っております。

豊浦町も同じことをすればいいというわけではないですが、一人一人がまちづくりという意識を持ち、活動できれば、数年後、このコミュニティーがどれだけ大きくなるのかということに期待しながら、町長に最後に伺いたいと思っております。

まずは、初めの一步ということで、若者との意見交換会はいつぐらいに行っていただけるか、聞いてみたいと思っております。お願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 4月以降、すぐにでもやりたいという思いは持っています。ぜひ参加していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 私も協力したいと思っております。いろいろと言っただけならば、協力は全く惜しみません。よろしくお願いいたします。

ちょっと余談ですが、このコミュニティーができて、ぜひやってほしいという取組がございます。

それは、若い人たちが集まっていろいろな話をする中で、そういうコミュニティーが熟成したというか、町が、若者が一つになったりする、そして、まちづくりにチャレンジする、そういう会になってほしいと思っております。その中で、実際に今の豊浦町をつくってきた方たちは今の60代、70代の方たちだと思っております。その方たちとコミュニケーションを取り、話を聞いて

てみたいと思います。

特に、しおさいをつくったときの話やキャンプ場をつくったときの話、昔イベントを行って、すごく盛り上がった話など、私たち地元の父や母から聞いている若者はこの話を知っているのですが、移住されたり、この町に引っ越してきた方たちは、この話を聞くことができないと思います。こういう若い人たちとコミュニティーをつくり、そして、上の世代、下の世代へつなげていくことが重要と考えております。

ぜひそういうふうな取組になることを祈っております。

1点目については、以上でございます。

続いて、質問をいたします。

バイオガスプラントの関係者や利用者、有識者の、仮称ではありますが、バイオ運営検討委員会というような組織をつくってみたいかどうかという提案をさせていただきます。

現在、町長は、バイオガスプラントの利用関係者である農家の皆様と話し合いを進め、調整を行っているとおっしゃっております。しかしながら、具体的な方向性が定まらず、課題も抱えている状況かと思っております。

私自身も、数名の農家の方々にお話を伺う機会がありましたが、液肥の話だけでも、いいと評価する方がいる一方で、全く必要ないという方もいらっしゃいました。また、このバイオの話になると、皆様、何らかの改善策を口に出し、どうしてそれをやらないのかという不満も同時に漏らしておりました。個々の意見を訴えたとしても、なかなか実現に至らず、それがバイオガスプラントの根本的な課題に直結していると感じます。役場の担当課の方も、必死に改善策を模索し、行動していることは理解しております。しかし、その結果、現状でできる対策はほとんどしていると思っております。

担当課だけの改善方法では、既に限界があるように感じます。

そこで、関係者や有識者が集まり、ともに改善策を検討するバイオ運営検討委員会、これは仮称ですが、そのような会を設置し、運営方法や改善策を継続的に模索できる場を設けることが必要だと感じます。

単に費用がかかり過ぎるから廃止、休止とするのではなく、その組織の中で話し合い、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、最適な方向性を導き出すことのほうが重要ではないでしょうか。

このような協議の場を設置することについて、町のお考えをお聞かせ下さい。お願いします。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 2点目、バイオ運営検討委員会（仮称）についてお答えいたします。

現在、バイオガスプラントの関係者や利用者とは面談を進めている段階でありまして、議員から提案のありました委員会等を設置することについては、今のところ、検討に及んでいないところでございます。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） まずは、ご答弁をありがとうございます。

最後にありました、検討に及んでおりませんの意味が私には分かりづらく、AIのアプリのChatGPTで調べてみました。その結果、やわらかく言うと、それについてはまだ検討していませんという答えでございました。これはすなわち、これから検討する余地があるとの解釈で質問をさせていただきます。

今、町長が行っている農家の話を聞くというのは非常に大事なことだと思います。ただ、個人個人に個別に聞いたとて、それぞれの方の意見が全く違う施設でございます。この町の運命

を左右する決断を町長がどのように決めるのかは分かりませんが、大分責任を負いながら決断をするのではないかと心配しております。そして、その決断方法を間違えると、今後のまちづくりにおいても、また再び大変な問題が起きるような気がします。

バイオガспラントの話をするときに、本当に様々な意見があり、私も含めて、そして、特に改善方法に本当にお詳しい方もこの議員の皆さんの中にもいます。それは、役場の井上課長だったり、皆さんが本当に詳しくて、それを改善しようとして頑張っているのは分かっていますが、この改善方法を言える場所がないというか、そういう組織がないというのが一番の問題点だと感じております。

しかし、この間、議会内のバイオガспラント特別委員会の中で、この事業が始まる時には協議会みたいなものがあったという話がございました。

以前、井上課長からいただいたバイオの資料の中の平成28年、2016年度のときに、3番、バイオガсп事業実施検討委員会というものが載っております。もしこの資料が残っていらっしゃたら、詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 平成28年度は私はおりませんでしたけれども、過去の書類を検索した中で、平成28年12月に豊浦町バイオガсп事業実施検討会というものがございました。以後、最後は平成30年11月ですけれども、4回にわたって開催されています。

集まっている方は、農家、畑作農家、施設園芸、酪農家、養豚、産業団体の農協、漁協、商工会などです。あとは、地域の方、学識経験者ということで、大学の先生も入ってやられたということなんです。

今、その議事録はないのですけれども、事業実施に向けて具体的にいろいろなお話をして、事業の実施に踏み切ったという前身の検討委員会と認識してございます。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 実際にバイオに関わる組織がないと思っていましたが、4回開催しているということは、結構開催されていたんですね。皆さんで話し合いながらという会があったという事実が分かりました。

このときのメンバーは総勢何名ぐらいで行っていた会だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 先ほど言ったメンバーの合計で、役場事務局以外の方で参加されている方が10名いらっしゃいました。現在、この方たちがバイオガспラントに関わっているかというのと、また違って、今関わっている人はほんの僅かでございます。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 私もそうですが、直接は関わってなくても、皆さん、1回、会に入ったのだったら、バイオの改善方法の話合いに参加する可能性もあると思っております。今、再びその方たちに声をかけ、集まっていただき、その中で新しい組織を考えていく方法もあると思います。

知恵を出し合い、話し合い、改善方法を模索することができる組織をつくり、その中で運営方法や方向性を示し、そして、町長が決断し、その決断をもって議会で決める、当たり前のようですが、そのような流れが必要かと思っております。

町長に伺います。

令和7年度、町長から、できるだけ早い時期に判断したいと伺いました。その判断の中に、今回提案しました組織を含めて考えていただくことは可能でしょうか、伺います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 議員、私のことをご心配していただき、ありがとうございます。

私としては、先ほども答弁したとおり、今のところ、委員会等を設置することについては考えていませんが、もし設置する必要がある場合については考えたいというふうに思っております。

しかし、最終的にはやっぱり私が判断しなければならないと思っておりますし、結論を長引かせても駄目だなどと思っておりますので、これについては、毎回答弁しているとおおり、早いうちに決断をしたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） ぜひ検討をしていただきたいと思えます。

このバイオについては、それぞれ皆さんが改善策を持っていると思えます。ただ、それが話せる状況にない、その中で町長がどのような決断をするのか、私は、その責任というか、方向性は、もう一度、そういう方たちと話したほうが良いと思えます。

最初に、このバイオガспラントのパンフレットをいただきました。これを見る限り、本当に豊浦町に必要なものなのだなというパンフレットでございます。結果、これがうまくいかなかったというのは、すごく残念でならないのですが、ただ、初めから、液肥という課題を抱えながら、そこに問題点が一つ見えてくると思えます。

ただ、その話をしても、これが改善になるかどうかというのは、組織がないと、言うことができないと思えます。

バイオを進めるに当たり、運営しながら、そして、豊浦町がよくなる、そういう思いで関わった方たちがたくさんいらっしゃいます。ぜひ前向きに、このバイオはどのような方法があるのか、みんなで方向性を見つけながら話し合ってもいいと思えます。

ぜひ最後に、町長、もう一度、もう一度検討をしていただきたいと思えます。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 議員の熱い思いは受け止めさせていただきます。

○議長（勝木嘉則君） 宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） ぜひ検討していただければと思えます。期待しております。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（勝木嘉則君） これで、宇川議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、小川晃司議員の発言を許します。

小川議員は、質問席に移動願います。

小川議員。

○2番（小川晃司君） 議長の許可をいただきましたので、2番、小川より一般質問をさせていただきます。

今回、豊浦町職員の給与に関する条例について質問させていただきます。

豊浦町職員に対する給与に関して、行政職、医療職、福祉職にそれぞれ分類されていると思

うが、胆振管内の他市町村と比較して、豊浦町の給与の在り方について、実態をお聞きしたいと思えます。

一つ目、医療職（保健師）について、2番目、福祉職（保育士）について、それぞれ答弁をお願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 1点目の町職員の給与に関する条例についてお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、本町職員の給与につきましては、それぞれの職務に応じ、行政職（一）、行政職（二）、医療職（一）、医療職（二）、それから、福祉職の五つの給料表を適用しております。

胆振管内の他市町においては、本町と同様に、国民健康保険病院を設置している白老町が医療職給料表を導入しておりますが、その他の市町は、行政職（一）給料表のみの運用となっております。

本町が給料表を分けている理由としましては、本町は国民健康保険病院や総合保健福祉施設を設置しているため、他市町と比較して、看護師や介護福祉士など、職種が多いことから、職員の給与はその職務と責任に応ずる者でなければならないという地方公務員法の職務給の原則に基づくものです。

今後の給与の在り方についてですが、執行方針でも述べたとおり、令和7年度におきまして、総合保健福祉施設や大岸保育所の在り方を見直す予定であることや、こども家庭センターの開設に向けて検討を進めることとしておりますので、給与の在り方についても併せて検討してまいります。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） 管内他市町村は、白老町を除いて行政職（一）のみの運用で、白老町は豊浦町と同じ国保病院を設置しているのので、医療職給与表を導入しているということを理解しました。

豊浦町の医療職（一）は、主に病院関係と思うが、いかがですか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 豊浦町におきまして、医療職給料表（一）と（二）がございますが、医療職（一）につきましては、いわゆる技術系といいますか、理学療法士ですとか、最近ですと、栄養士もそちらのほうに位置づけられております。

医療職（二）に関しましては、看護師と保健師が適用されているという状況になっております。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） 今のお答えで、医療職（二）は看護師と保健師の分類表だと言われたと思うのですが、それで間違いないですか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 医療職（二）につきましては、看護師、保健師となっております。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） 本町で給与表を分けている理由で、他の市町村と比較して、看護師、介護福祉士などの職種が多いとあるが、それと私の質問はちょっと内容が違うのではないかなと思うのです。私は保健師、保育士の給与のことをお聞きしているのですが、いかがですか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） すみません。大変言葉足らずの答弁書だったと反省しております。

まず、保育士の給料表の適用につきましては福祉職となっているのですが、そもそも地方公務員の給料表の種類につきましては、職員数ですとか勤務実態を考慮して、できるだけ簡素なものにするべきというような通達が来ております。ですから、豊浦町以外はほとんど行政職(一)のみというシンプルなものになっているのですが、豊浦町におきましては、現在、介護福祉士がやまびこ病院を合わせて35名いらっしゃいます。保育士は現在7名ということですが、これだけ人数が多いと、行政職(一)という給料表ではなくて、介護福祉士と保育士が適用される福祉職給料表を導入すべきということで、令和元年あたりでしたか、そのときに適用しているものでございます。

また、保健師につきましても同様でございますが、今、保健師はやまびこに5名いらっしゃいますが、看護師はさらに多く、合わせて三十数名いらっしゃるということになりますので、医療職(二)給料表を導入して、同様に医療職(二)に国も位置づけております保健師が同様の医療職(二)給料表を適用することになっているという現状です。

○議長(勝木嘉則君) 小川議員。

○2番(小川晃司君) 現在は、福祉職の中で、介護福祉士と保育士が一緒の給与表になっているということですね。それでは、介護福祉士はそのままその給与表でいいけれども、保育士は行政職に振り分けるということにはならないのでしょうか。

○議長(勝木嘉則君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 勤務実態を考慮してというところで、どのように適用する給料表を整理していくかにつきましては、今後、いろいろな検討が必要になるかなというところで、先ほど町長の答弁がございましたように、令和7年度に検討させていただくことになっております。

○議長(勝木嘉則君) 小川議員。

○2番(小川晃司君) それでは、今、課長の答弁をいただいたのですが、保育士は行政職に移していくという方向性と理解してよろしいですか。

○議長(勝木嘉則君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) そういった、どのようにしていくかというところも含めまして、令和7年度にしっかりと検討していくということでございます。

○議長(勝木嘉則君) 小川議員。

○2番(小川晃司君) 僕は考えるのですが、技術職はそのまま福祉職の表を適用した給与でいいと思うのですが、保育士に関しては一般の行政職のほうに移していくほうがいいのではないかと思いますので、その辺をぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、給与表の中で看護師の職務の級がそれぞれありますね。看護師の最上位は何級になるのでしょうか。

○議長(勝木嘉則君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 最上位は5級となります。

○議長(勝木嘉則君) 小川議員。

○2番(小川晃司君) それでは、保健師の最上級はどのようになりますか。

○議長(勝木嘉則君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 条例で定められております現段階では、保健師につきましては4級が最高となっております。

○議長(勝木嘉則君) 小川議員。

○2番(小川晃司君) 看護師は5級で、保健師は4級で止まるという根拠はどこにあるので

しょうか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） こちらは、恐らくなのですが、具体的な根拠はなくて、こちらの条例で級を決める部分があるのですけれども、そのときの状況に合わせて、4級、5級という設定をしたのだと考えるところです。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） それでは、明らかな根拠がないのであれば、先ほどから言われているように、給与表の見直しを図られたほうがいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自治体が保健師、保育士を設置する根拠となる法律はどのようなものがあるのか、お聞きします。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 申し訳ございません。そちらは勉強不足で、こういった法に基づいているものなのかは承知しておりませんでした。

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、用意してもらおうということもできますけれども、今、用意ができますか。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 申し訳ございません。調べてみないことには、すぐに用意できるかどうかというところすら分からないのですが、少しお時間をいただければ調べてまいります。

○議長（勝木嘉則君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時12分

再開 午後 1 時25分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 申し訳ございません。お待たせをいたしました。

保健師設置の法的根拠でございますが、地域保健法というもののなかで、市町村は、地域保健対策を円滑に実施できるように必要な施設の整備などに努めなければならないとなっております。同法律の中で、市町村保健センターを設置するということが規定されております。それに基づきまして、町で保健師を設置しているということでございます。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） お手数をかけて、申し訳ありませんでした。

では、保健師というのは、全国どの自治体でも設置しなければならない職なのでしょうか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 必ずということではないと考えております。地域保健法でも、努めなければならないということと、市町村保健センターにつきましても設置することができるというような規定でございまして、それぞれの市町村の状況に合わせて、設置する、しないというところを決めていると認識しておりました。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） それでは、答弁書の中に職務給の原則という言葉があるのですけれども、その辺はどういったものなのか、いま一度、説明を願えたらと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 職務給の原則と申しますのは、地方公務員法に定められているものでございまして、その人の職務と責任に応じた給料を支払わないといけないという決まりでございまして。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） それでは、大抵の自治体には保健師が設置されていると理解していき、先ほど、管内の実態を聞くと、ほとんどの自治体では保健師が行政職になっているというふうを取っているのですけれども、豊浦町だけが違う形であるというふうになっていますので、その辺もいま一度、考え直していただいて、行政職のほうにするほうがいいのではないかと思いますか、いかがですか。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 先ほども述べさせていただきましたけれども、来年度、令和7年度に向けて、その辺を含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） 分かりました。

ぜひとも検討していただきたいのですけれども、この答弁書にある総合保健福祉施設あるいは大岸保育所の在り方というのは、この給与には全く関係ないと僕は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

給料は、職として見るのであって、それぞれの施設の在り方の中で見直すということではないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 施設の在り方の部分を見直すので、人件費等々がどうなのかというところだと思いますが、一般質問に出てきていますので、給与も併せて考えていくということでご理解していただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 小川議員。

○2番（小川晃司君） 令和7年度中には検討するという回答で、ありがたいと思います。

昨日、町民課長から、来年の大岸保育所の保育士の人員が1名減になるという話を聞きました。その方は給与の影響でというわけではないけれども、優秀な人材、大事な町の職員が給与面だけでよそのまちに行くのか、よその別な職を求めるのかもしれないけれども、豊浦町にとっては財産がなくなっていくということなので、ぜひ給与に関しては考えていただきたいです。

また、保健師は本当に一生懸命に仕事をされているのです。消防団の健康診断が年に1回あるのですけれども、その健康診断の結果を団の活動前に支署のところまで来て説明をされたり、僕の知っている限りでは、商工会女性部などとも交流して、時間外で女性部の部員たちと健康について話し合いをしているとか、本当に一生懸命仕事に向き合っておられるので、ぜひ、令和7年度中と言わず、早めに給与体制の見直しはしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

終わります。

○議長（勝木嘉則君） これで、小川議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

初日に口頭で告知したとおり、議案第14号から議案第22号までの9議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置されましたので、来週、3月10日の

午前10時より、議事堂において予算審査特別委員会を開催いたします。

よって、当日は、委員会条例第7条第2項の規定により、出席委員の中の年長委員が臨時委員長として予算審査特別委員会の委員長の互選の職務を行うことになりました。

◎散会宣告

○議長（勝木嘉則君） 本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月7日

議 長

署名議員

署名議員